県　章

滋賀県公報

令和８年（2026年）
６　月　１　日
号　外　（１）
月　曜　日

毎週火・金曜　２回発行

目　　次

○　告　　示
保安林の皆伐面積の限度の公表（森林保全課）……1

告　　示

滋賀県告示第273号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第４条の２第３項の規定により、令和８年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第１項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和８年６月１日

滋賀県知事　三日月　大　造

同一単位とされる保安林		伐採面積の限度	備　考
水源かん養保安林	湖　南	ヘクタール 196.24	同一単位とされる保安林 （湖南） 草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市および湖南市の地域をいう。 （湖東） 近江八幡市および東近江市ならびに蒲生郡日野町および竜王町ならびに愛知郡愛荘町の地域をいう。 （湖東北部） 彦根市、長浜市の一部（旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町、旧虎姫町および旧湖北町）および米原市ならびに犬上郡豊郷町、甲良町および多賀町の地域をいう。 （湖北） 高島市の一部（旧マキノ町、旧今津町および旧新旭町）および長浜市の一部（旧高月町、旧木之本町、旧余呉町および旧西浅井町）の地域をいう。 （湖西） 大津市および高島市の一部（旧朽木村、旧安曇川町および旧高島町）の地域をいう。
	湖　東	379.25	
	湖東北部	482.05	
	湖　北	1,082.64	
	湖　西	298.18	
	計	2,438.36	
土砂流出防備保安林	湖　南	679.10	
	湖　東	329.23	
	湖東北部	299.87	
	湖　北	287.31	
	湖　西	310.43	
	計	1,905.94	
保健保安林	湖　南	92.85	
	湖　東	27.10	
	湖東北部	149.94	
	湖　北	64.45	
	湖　西	58.30	
	計	392.64	

発行人・発行所　滋　賀　県　大津市京町四丁目１番１号